

高福 1 5 1 7 第号
令和 4 年 3 月 3 1 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

高齢者施設等における感染の再拡大防止対策について

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は2月中旬をピークに減少傾向にありましたが、直近1週間ではその前の1週間に比べて増加しています。現時点では若年層の感染者が多いものの、今後、高齢者層に広がる懸念があります。

つきましては、重症化リスクの高い高齢者への感染をできるだけ防ぐため、下記に御留意の上、引き続き感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 施設・事業所共通

職員に発熱などの症状がある場合には出勤を停止し、速やかに受診するよう徹底してください。

2 通所系事業所

利用前の体調確認、送迎時の窓開け、レクリエーション時のマスク着用や換気等の対応を徹底してください。

3 入所系施設

面会者からの感染を防ぐため、オンラインや窓越しによる面会方法を活用してください。

【参考】厚生労働省作成『介護現場における感染対策の手引き（第2版）』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247